

## 由布市公用車に係る有料広告掲載に関する取扱要領

令和4年2月10日

(趣旨)

第1条 この要領は、由布市有料広告掲載に関する要綱（平成20年告示第7号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、公用車への有料広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車で、市が所有しているものをいう。

2 この要領において「広告」とは、公用車に掲載する有料広告をいう。

3 この要領において「掲載者」とは、広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 要綱第4条第11号に定めるその他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるものは次の各号に掲げるものとする。

(1) 自動車等運転者又は通行人の誤解を招くおそれがあると認められる次に掲げるもの

ア 過度の鮮やかな模様又は色彩を使用するもの

イ 信号又は交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの又はこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者又は通行人の注意力を散漫にするおそれがある次に掲げるもの

ア 過度に文字が多い又は4コマ漫画等ストーリー性があり読ませるもの

イ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものを表示し、いたずらに注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

2 広告には、「有料広告」の表示を入れるものとし、当該表示の面積は、広告全体の面積の20分の1を超えなければならない。

(広告の材質及び掲載方法)

第4条 広告の材質は、特殊フィルム等の着脱が可能で、長期の掲載に耐えることができるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルム等は、掲載期間中における車体からのはく脱又は撤去の際に車体塗装のはく離が発生しない材質を使用するものとする。

3 広告を掲載する公用車は、市長が指定する公用車とし、広告は車体に直接貼り付けるものとする。

(費用負担等)

- 第5条 広告の作成、掲載及び撤去（以下「広告の作成等」という。）は掲載者の責任において行うこととし、その費用は掲載者が負担するものとする。
- 2 広告の作成等により車体塗装のはく離が生じた場合は、掲載者の責任において原状回復するものとする。
  - 3 市は、公用車の管理を行う上で一時的に広告を撤去する必要がある場合は、一時的に広告の撤去ができるものとする。
  - 4 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告の破損等が生じたときは、市が原状回復するものとする。
  - 5 その他広告掲載中に問題が生じたときは、市と掲載者の協議により解決するものとする。

(掲載位置及び規格)

- 第6条 広告を掲載する位置は、公用車の左若しくは右側面又は公用車の後面とする。
- 2 広告の規格は、次の各号に掲げる広告を掲載する位置について、当該各号に定めるとおりとする。
    - (1) 公用車の左又は右側面 0.35平方メートル以内
    - (2) 公用車の後面 0.2平方メートル以内
  - 3 広告の掲載に当たり、当該広告の規格が前項各号に定める規格を超える場合は、公用車の使用に差し支えないものとして市長が認める場合に限り、当該広告を掲載できるものとする。

(広告掲載の期間)

- 第7条 広告の掲載期間は、1月単位とし、6月以上3年以内とする。
- 2 前項の掲載期間は、更新できるものとする。

(広告掲載料)

- 第8条 広告掲載料は、掲載する広告の規格に対し、1平方センチメートル当たり1円を単価とし、当該単価に掲載する広告の規格及び広告の掲載期間の月数を乗じ、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づいた消費税額を加算した額とする。この場合において、掲載する広告の規格に1平方センチメートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告掲載の取扱いについて必要な事項は、由布市広告審査委員会において定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年2月10日から施行する。